

事 務 連 絡  
平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官  
(子ども・子育て支援担当) 付  
シ ス テ ム 運 用 担 当

### 「子ども・子育て支援全国総合システム」の機能改修等について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、各都道府県、市町村にご利用いただいております「子ども・子育て支援全国総合システム」(以下、「本システム」という。)について、11月に会計検査院から意見表示があったことなどを踏まえ、本システムの機能を一部改修いたしますので、下記のとおり連絡いたします。

本事務連絡の内容については、管内の市区町村へ連絡・周知いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 本システムの機能改修の内容

「施設型/地域型保育給付交付金管理」において、ファイル取り込み後に市区町村で修正等の作業が可能となります。

「施設型/地域型保育給付交付金管理」において、都道府県での確認作業前であれば、市区町村での再登録が可能となります。

「特定教育・保育施設等データ管理」の「確認施設・事業所」において、都道府県による登録が可能となります。

詳しくは、本システム内に掲載しているFAQ、または別添の資料をご確認ください。

FAQは、本システムにログイン後、メインメニューの右下にある「FAQ等」をクリックしていただき、遷移後の画面で「全国総合システム関連FAQ」をクリックしていただくことでダウンロードできます。

- ・以上の機能改修のほか、平成30年4月から認定こども園の3種類の許認可権限が都道府県から政令市へ移譲されることに伴い、政令市に登録権限を付与されます。

上記の機能改修等は12月22日(金)18:00以降に作業を行い、25日(月)から利用が可能となりますのでお知らせします。

12月22日(金)18:00以降は本システムが利用できませんので、予めご了承ください。

本件担当：内閣府子ども・子育て本部  
参事官(子ども・子育て支援担当) 付  
システム運用担当

(別 添)

以下に変更内容を示します。

### 1. 「施設型 / 地域型保育給付交付金管理」において

#### ファイル取込後に一時保存状態で取り込み可能となります。

現在は「ファイル取込」を行うと都道府県に権限が移り、市区町村が削除や金額、人数等の修正を行うためには都道府県への却下依頼が必要でしたが、変更後は「ファイル取込」後に市町村権限のまま"一次保存状態"として保存されますので、「登録」ボタンを押下するまでは市町村で削除、修正、登録が可能です。

ファイル取込後は"一次保存状態"となりますので都道府県へ提出の際は「登録」ボタンを押下いただきますようお願いいたします。

[現在]

・ファイル取り込みを行うと都道府県へ「申請済み」となる。

国庫負担金所要額調査 委託費	国庫負担金所要額調査 給付費
予定対象経費総額	123,456,789 円
予定徴収金	123,456,789 円
施設型給付費等負担対象額	0 円
要国庫負担額	0 円
交付金 既交付決定額	0 円
差引所要額	0 円

現在は、ファイル取り込み後は登録済となるため帳票出力しか行えない。  
修正する場合は、都道府県での却下が必要。

[変更後]

・ファイル取り込みを行うと「一時保存状態」となる。

国庫負担金所要額調査 委託費	国庫負担金所要額調査 給付費
予定対象経費総額	123,456,789 円
予定徴収金	123,456,789 円
施設型給付費等負担対象額	円
要国庫負担額	円
交付金 既交付決定額	円
差引所要額	円

変更後は、一次保存を行った状態となり、登録ボタンを押下するまで修正が可能となる。

変更対象
所要額調査
事業実績 国庫負担金精算書
事業実績 月別利用者数明細
事業実績 利用者負担区分別明細
給付実績

## 2. 「施設型 / 地域型保育給付交付金管理」において

**都道府県での確認作業前であれば、市区町村での再登録が可能となります。**

現在は登録ボタン押下後に権限が都道府県に移り、削除や金額、人数等の修正を行うためには都道府県への却下依頼が必要でした。変更後は、都道府県にて"確認作業"が実施されるまでは市区町村にて再登録が行えるようになります。

都道府県で変更を行い"確認"を実行していない場合は、市区町村にて上書き可能状態となりますのでご注意ください。

【現在】

・登録ボタンを押すと「帳票出力」ボタンのみ表示される。

現在、登録ボタン押下後は、市区町村での修正は行えない。

【変更後】

・「帳票出力」ボタンと「登録」ボタンが表示される。  
 ・都道府県にて「確認」が実施されるまでは、市区町村での再登録が可能。

変更後は、都道府県で「確認」が実施されるまでは、市区町村で上書きすることが可能となる。

変更対象
交付申請
所要額調書
変更交付申請
事業実績
国庫負担金精算書
事業実績
月別利用者数明細
事業実績
利用者負担区分別明細
給付実績

3. 「特定教育・保育施設等データ管理」の「確認施設・事業所」において  
都道府県の確認施設・事業所登録が可能となります。

現在は、市区町村のみが「確認施設・事業所」データを登録可能でしたが、変更後は都道府県での登録も可能となります。

「認可・業務管理体制データ管理」の「認可等施設・事業所」と同様に、確認施設・事業所を登録した市区町村または都道府県のみが「確認施設・事業所」データの変更、削除が可能となります。

【現在】



【変更後】

